行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	外部監査制度の導入	重点項目番号	7
現状、問題点、必要性 （なぜやるのか）	【現　状】 伊賀市外部監査制度検討委員会を設置し、制度導入にかかる関係部局の課題について協議を行っている。四日市市における外部監査導入による事業効果を調査するとともに内部監査の充実による監査との比較を検討することとしている。 【問題点、必要性】 外部監査は大都市では実施が義務付けられているが、伊賀市ではより透明性を高めるため自治基本条例や行財政改革大綱で対応するとしている。 【現状の客観的な説明】 三重県内14市において現在導入している市はゼロである。東海4県でもゼロという状況であり、現状としては伸び悩んでいる。	番号	③
		担当課（執行する課）	監査委員事務局
		責任者名（執行責任者）	監査事務局長　澤井　修
		担当課電話番号	22－9689
対象等（なにが、だれが）	外部監査制度	財政効果額（千円） （いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか）	【金　額】 【算定根拠】 ※本事業による直接の効果額は算定できない。
成果（対象がどうなるのか）	導入事例等の検討により、市が制度を導入するかどうかを決定する。		
実施する内容・目標数値 （対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか）	【実施内容】 伊賀市外部監査制度検討委員会において、外部監査制度を導入するかどうか決定する。 【目標数値】 《最終目標》外部監査制度を実施するかどうかを決定する。 《平成20年度の目標》検討委員会において、現行の監査体制を踏まえ、外部監査の費用対効果について検討し、20年度中に結論を出す。 《平成21年度の目標》平成20年度の協議結果に基づき、環境整備について対応する。 【目標の客観的な説明】 自治基本条例第57条等で規定されているが、県内各市の状況としては外部監査制度導入について検討している市は14市中皆無である。	特記事項	※外部監査制度…平成9年の地方自治法の一部改正により創設された制度。地方公共団体と契約を締結した公認会計士，弁護士などの外部の専門家が地方公共団体の財務に関する事務執行などについて監査を行い，その結果を報告するもの。

目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目）（何をどれだけやるのか）

活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表（いつまでにやるのか） 平成20年度（4月～10月） 平成21年度（4月～10月） 平成22年度（4月～10月）
検討委員会による調査・協議		20年度中に外部監査制度導入について結論を出す。	
検討結果に基づく条件整備		外部監査制度を導入する場合は条例制定等、環境整備が必要な項目について対応する。	
監査機能強化の実施			